

申 請

平成23年5月16日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人 殿

福島県知事  
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき平成23年4月13日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県田村市、新地町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたもの）
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

しいたけ（露地において原木で栽培されたもの）：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20 km 圏内の区域を除く。以下同じ。）及び新地町

### 2 現在までの検査結果

#### (1) 田村市

4月10日の検査結果において、伊達市、新地町及び飯舘村の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受け、これらの3市町村と福島第一原発の間に位置する市町村、並びに避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域にかかっている市町村（田村市を含む）について出荷制限の指示が行われ、田村市は区域の一部が当時避難区域、緊急時避難準備区域となっているため、出荷制限の対象とされたところである。

その後、田村市の露地栽培原木しいたけのモニタリング調査の強化と、今後の出荷制限指示解除に向けた複数地点での検証のため、しいたけの発生状況を生産者に確認しながら、以下のとおり、検査地点を3箇所を追加し検査を行った結果、すべての地点において、暫定規制値を下回った。

##### ①田村市船引町門沢地点

福島第1原子力発電所（以下「発電所」という。）から直線距離で約39 km 離れており、5月1日以降、3回の検査で暫定規制値を下回っている。

##### ②田村市船引町横道地点

船引町門沢の検査地点より、更に直線距離で9 km 以上、発電所に近い検査地点であり、5月15日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

##### ③田村市常葉町堀田地点

船引町門沢の検査地点より、同じく直線距離で9 km 以上、発電所に近い検査地点（緊急時避難準備区域）であり、5月15日の検査結果は、暫定規制値を下回っている。

#### 【田村市の検査実施状況】

（単位：Bq/kg）

採取	判明	船引町門沢		船引町横道		常葉町堀田	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
4/29	5/ 1	9.4	106	—	—	—	—
5/ 6	5/ 8	未検出	42	—	—	—	—
5/12	5/15	未検出	74	未検出	360	未検出	12

#### (2) 新地町

4月10日の検査結果において、新地町福田の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、新地町の露地栽培原木しいたけのモニタリング調査の強化と、

今後の出荷制限指示解除に向けた検証のため検査を行った結果、以下のとおり、暫定規制値を下回った。

なお、新地町の生産者は1戸のみであり、栽培地点も同町福田の1地点のみである。

【新地町の検査実施状況】(単位：Bq/kg)

採取	判明	新地町福田	
		ヨウ素	セシウム
4/ 8	4/10	160	550
4/15	4/17	110	220
4/22	4/24	230	1,560
4/29	5/ 1	17	410
5/ 6	5/ 8	未検出	280
5/12	5/15	未検出	270

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、これまでの検査で暫定規制値超過が判明した地点に加え、露地栽培原木しいたけの発生状況を確認しながら、市町内生産箇所を満遍なくカバーするよう複数の地点（※新地町は生産者1名のため1地点のみ）について、1週間毎に検査を継続する。

＜解除後の当面の検査日程（採取日）＞ 5/20, 5/27, 6/3

また、福島県下全域において、露地栽培原木しいたけを主体に、引き続き1週間毎に検査を継続する。

### 4 出荷管理

田村市の生産者16戸及び新地町の新産者1戸に対し、出荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、田村市及び新地町から出荷される露地栽培原木しいたけについて、原産地としてそれぞれ「田村市」、「新地町」を、栽培方法として「原木・露地」を表示するよう、生産者に指導する。

さらに、これら取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

### 5 出荷制限区域の露地栽培原木しいたけが出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

(1) 生産者対策

引き続き出荷制限指示が継続される15市町村については、これまで同様、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への巡回指導を行う。

(2) 流通対策

引き続きJA、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される15市町村の露地栽培原木しいたけを扱わないことや市町村名及び栽培方法の表示がないしいたけについては、産地の市町村名及び栽培方法を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている15市町村の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

6 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

田村市及び新地町の露地栽培原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。